

設計・測量・調査等業務特記仕様書

(プロポーザル方式)

この業務の実施に当たっては、島根県農林水産部・土木部の「島根県測量・設計・調査等業務共通仕様書によるもののほか、この特記仕様書による。

第1条 設計業務の管理技術者

1. 管理技術者は、参加表明書に記載した者を配置しなければならない。
2. 管理技術者は、別表－1に示すいずれかの部門に登録された技術士、国土交通大臣が技術士と同程度の知識及び技術を有すると認定した者（以下「認定技術管理者」という。）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者でなければならない。
3. 管理技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うものとする。

第2条 照査技術者

1. 照査技術者は、参加表明書に記載した者を配置しなければならない。
2. 照査技術者は、別表－1に示すいずれかの部門に登録された技術士、認定技術管理者、RCCMの資格保有者でなければならない。

第3条 照査の実施

1. 照査フローチャートは、詳細設計照査要領（島根県技術管理課HP参照）に準じて定めるものとする。
2. 受注者は、照査の項目、主な内容及び提示資料等について、照査計画を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

ただし、地すべり対策工事の詳細設計については、詳細設計照査要領の照査項目一覧表、設計調書の様式をもとに、「詳細業務照査の手引書（案）」（農林水産省農村振興局整備部設計課）※1の「地すべり対策工」の照査項目を参考にして照査結果のとりまとめ等を実施するものとする。

※1 URL：http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/s_syosa_tebiki/index.html

3. 受注者は、照査報告書として詳細設計照査要領に準じた照査項目一覧表、設計調書及び受注者独自の照査資料を提出するものとする。

第4条 設計業務の担当技術者

担当技術者は、参加表明書に記載した者を配置しなければならない。

第5条 業務打合せ・協議記録簿

業務打合せ・協議記録簿は、打合せ協議後、すみやかに作成し、相互確認のうえ、発注者に提出しなければならない。

第6条 業務計画書の記載事項

1. 業務工程
 - (1) 実施工程表は、業務項目、フローチャート、打合せ計画に基づき、項目毎にバーチャート等で示すものとする。
 - (2) 基本事項の決定等について関係機関との調整を必要とする場合には、その期間を実施工程表に記載するものとする。
2. 打合せ計画
 - (1) 打合せ協議の回数、時期、内容、決定事項及び関連協議先に区分して表示するものとする。

- (2) 内容欄には、監督職員若しくは関連部署との打合せ又は協議が必要となる事項について記載し、打合せ時に提出予定の主な資料を記載するものとする。
- (3) 関連協議先は、監督職員が予め指示する機関等及び受注者が業務を進める上で必要と想定する機関等を記載するものとする。

＜記載例＞

回数	時期	内容	確認・決定事項	関連協議先
第1回	○月上旬	・業務内容の確認 ・業務の方針・条件 ・過年度調査経緯 ・指示事項の確認 ・貸与資料の確認	・次回提出資料 ・次回打合せ日	
第2回	△月中旬	・基本事項検討結果に関する事項 ・関連協議事項の確認 ・基準類の確認	・基本計画内容 ・基本事項	・関連部署 ・関係機関
第3回	□月下旬	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・

3. 照査計画

- (1) 照査フローチャート並びに現地条件及び設計条件等の照査時期、照査項目並びにその内容について記載するものとする。
- (2) 受注者独自の取り組みにも努めるものとし、その内容を記載するものとする。

第7条 業務完了検査時の照査技術者の立会

照査技術者は、完了検査時に立会し、必要に応じて、赤黄チェックの根拠となる資料を提示し照査方法や内容等について説明しなければならない。

第8条 履行報告

1. 履行報告は、毎月及び監督職員が指示した場合、実施工程表に記載した事項について、進捗状況、課題等を整理して報告するものとする。
2. 履行報告は、監督職員が指示する期限までに行うものとする。

第9条 合同現地踏査の実施

1. 発注者及び受注者合同での現地踏査を希望する場合には、受注者は、事前に必要とする理由、確認事項及び実施時期等を監督職員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 合同現地踏査において確認した事項については、監督職員が指示する期限までに、打合せ記録簿により監督職員に提出し、内容の確認を受けなければならない。

第10条 設計条件及び設計時の留意事項の設計図への記載

1. 設計条件や設計時の不確定事項等の留意事項については、工事発注時における設計図書への記載漏れや施工時のミスを防止するため、報告書だけではなく、設計図へ記載又は特記仕様書の作成を行うものとする。
2. 記載項目、内容等については、受注者が提案し、監督職員との協議により決定するものとする。
3. 受注者は、上記の協議によって決定した記載項目、内容等を取りまとめ、監督職員に提出しなければならない。

第11条 建設副産物対策

本業務は、下記により別表－2「リサイクル計画書」を成果品として提出しなければならない。

(建設副産物対策)

共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

第12条 県産木材利用の推進

受注者は、「島根県木材利用率先計画」（平成22年12月島根県策定）に基づき公共工事での県産木材の着実な使用を確保するため、設計業務共通仕様書第1209条の13に規定する、木材構造物の検討成果に加え、別表－3「木製構造物計画書」を成果品として提出しなければならない。

第13条 貴重動植物への配慮

測量、調査、設計段階において、現地踏査等により「改訂しまねレッドデータブック」に記載のある貴重種の存在が確認された場合、若しくは文献等により貴重種の存在の可能性がある場合は、別表－4「公共工事における貴重動植物に関する概況調査表」を作成の上、貴重動植物が存在する場合の対策等を検討し、報告書に記載するとともに工事平面図にその情報を明示しなければならない。

なお、貴重種の保護対策を専門家に相談する必要がある場合は、監督職員と協議若しくは指示を受けなければならない。

第14条 電子納品

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。対象とする書類は、受発注者間の協議により決定する。ここでいう電子データとは、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」（以下「簡易ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2. 成果品は紙媒体で1部、「簡易ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で2部提出する。「簡易ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
3. 納入成果品の提出の際には、「簡易ガイドライン」に掲載してある電子成果品事前チェックシート等を用いて確認を行い、不備がないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第15条 土質試験の県内試験機関の利用について

土質試験については、島根県内の試験機関の利用に努めるものとする。

第16条 県内産工事資材使用の推進

受注者は、設計に採用するJIS製品以外のコンクリート2次製品により設計を行う場合は、県内産製品（県内の工場で製造された製品）を採用しなければならない。

なお、県内産製品がなく県外産製品を採用する場合には、その仕様製品が県内で製造されていない事について調査を行い、その結果を監督職員に書面で提出し承諾を得ることとする。

第17条 測量・調査等に当たっての刈払い

測量・調査等に当たって刈払いを行う場合は、切り口を低くし、かつ、平滑になるようにして作業の安全を確保する。

第18条 三者会議

本業務の設計成果品を施工する段階において、「島根県農林水産部・土木部発注の建設工事における三者会議実施要領」に基づく「三者会議」が開催されるときは、本業務の管理技術者、担当技術者等、設計・施工条件を説明できる者を出席させなければならない。

第 19 条 ウィークリースタンス実施要領の適用について

本業務は「ウィークリースタンス実施要領」の対象業務である。実施要領に基づき、初回打合せ時に取組目標を確認し打合せ簿に整理すること。また受注者は業務終了時に別表－5「ウィークリースタンス取組実績報告」を提出すること。

別表－１

①技術士、認定技術管理者又はＲＣＣＭの登録部門			
技術部門	登録部門	該当部門	備考
建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋	○	
	港湾及び空港		
	電力土木		
	道路		
	鉄道		
	都市及び地方計画		
	土質及び基礎		
	鋼構造及びコンクリート		
	トンネル		
	施工計画、施工設備及び積算		
	建設環境		
応用理学部門	地質		
上下水道部門	下水道		
	上水道及び工業用水道		
	水道環境		
農業部門	農村環境（農業農村工学）		
環境部門	環境保全計画		
	環境測定		
	自然環境保全		
	環境影響評価		
総合技術監理部門	河川、砂防及び海岸・海洋	○	

リサイクル計画書(詳細設計)

1. 事業(工事)概要

発注機関名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工事)着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用	③再生材利用 可能量	④新材利用 可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備 考
土 砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン		
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン		
	トン	トン	トン	トン		

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類		⑥発 生 量	⑦現場内利用可能量	⑧他工事への搬出可 能量	⑨再資源化施設への 搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備考
建設 発生 土	第1種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
	第2種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
	第3種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
	第4種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
	泥土(浚渫土)	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
	合 計	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
コンクリート塊		トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊		トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥		トン	トン	トン	トン		%	

※建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする。)

①第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準じるもの。

②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準じるもの。

③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準じるもの。

④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準じるもの。

⑤汚泥(浚渫土) …浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※利用可能量等は、現時点で算出可能のものとする。

※建設副産物の搬出計画については、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

木製構造物計画書

工 事 名	実施場所 (市町村名のみ)	施設等の名称	木製構造物				木材使用量 (m ³)	備 考
			施設数 (基)	延長 (m)	面積 (m ²)	主要部材 の寸法		
			計 画	計 画	計 画	計 画	計 画	

注1) 主要部材の寸法欄には、丸太の状態使用する場合は、「丸太」と記入の上、末口径と長さを記入すること。

注2) 木材使用量の材積は原木換算数値とし、製材品は製材材積の1.5倍、丸棒加工材は製品材積の2倍とする。

注3) 木材使用量には、枝条・根株を利用したものは、含まないものとする。

総括監督員	主任監督員	監督員

公共工事における貴重動植物に関する概況調査表

作成年月日 年 月 日

工事名								
施工箇所		郡 町 市 村 地内		工 期		年 月 日～ 年 月 日		
受注者名				請負金額		円		
事業又は工事概要								
施工箇所の概要		地域区分	都市地域			適 用		
			農業地域					
			森林地域					
			自然公園地域					
			自然保全地域					
		指定地域等	自然環境保全地域					
			自然公園					
			鳥獣保護区					
			その他の指定地記					
貴重動植		動植物類		レッドデータブック※			その他	
				絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧		情報不足
		動						
		植						
		貴重動植物が存在する場合の保護等の対策						

※環境省「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-」、「改訂しまねレッドデータブック」等の総称。

○貴重種が存在する場合は、調査表の写しを受注者に渡して周知を行い、施工計画書に対策等について明示させること。

○この調査表は、発注工事毎に作成して実施設計書及び特記仕様書に添付し、監督職員が変更になっても情報が伝達できるように特に注意すること

ウィークリースタンス取組実績報告様式

別表ー5

工事番号：J※※※※※※※※

業務名：

受注者名：

契約日：

着工日：

完了日：

特記仕様書によりウィークリースタンス実施要領の適用であったか

☐ はい

☐ いいえ

1 ☐ 月曜日など休日明けを依頼の期限日としない

☐ 完全実施

☐ 概ね実施できた

☐ 多少あった

☐ 実施できなかった

2 ☐ 水曜日（ノー残業デー）は定時に退社・退庁する

☐ 完全実施

☐ 概ね実施できた

☐ 多少できた

☐ 実施できなかった

3 ☐ 金曜日など休日前に依頼をしない

☐ 完全実施

☐ 概ねなかった

☐ 多少あった

☐ 依頼された

4 ☐ 定時間際や勤務時間外に依頼をしない

☐ 完全実施

☐ 概ねなかった

☐ 多少あった

☐ 依頼された

5 ☐ 勤務時間外に打合せをしない

☐ 完全実施

☐ 概ねなかった

☐ 多少あった

☐ たびたびあった

6 ☐ 作業期間を確保した期限日を設定する

☐ 完全実施

☐ 概ねなかった

☐ 多少あった

☐ たびたびあった

7 ☐ ワンデーレスポンスに努める

☐ 完全実施

☐ 概ね実施された

☐ 多少された

☐ されなかった

矢原川ダム建設事業 本体実施設計（配置設計）及び水理模型実験業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、「矢原川ダム建設事業 本体実施設計（配置設計）及び水理模型実験業務委託」に適用するものとする。

業務の実施にあたっては、この特記仕様書に定める項のほか、島根県農林水産部・島根県土木部制定「島根県設計・測量・調査等業務委託共通仕様書」及び関係諸規定、基準に基づき行うものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、矢原川ダムの本体実施設計（配置設計）及び水理模型実験を行うものである。

第3条 貸与資料

本業務の委託に際して、下記の資料を貸与する。

- ・ 本体概略設計業務委託
- ・ 施工計画・仮設備概略設計業務委託
- ・ 地質総合解析業務委託

その他、必要な資料。

貸与された資料は、業務完了後速やかに返却しなければならない。

第2章 業務内容

第4条 準備作業

(1) 現地調査

業務着手後直ちにダム予定地点の現地調査を行い、ダムサイト並びに関連地域の地形、地質及び周辺環境（地域特性を含む）についてその状況を把握するものとする。

(2) 設計条件の確認・整理

貸与資料、現地調査により得られた情報、指示された設計条件の確認・整理等を

行い、併せて設計業務の作業計画を立案するものとする。

第5条 基本的事項の検討

現地調査、設計条件の確認・整理に基づき、計画条件、地質条件及びダム設計条件について基本的事項を検討するものとする。

第6条 配置設計

既存の地質総合解析及び基本的事項に基づき次の事項について、配置設計を行い設計図面類の作成を行うものとする。

(1) 堤体工

設計：地形、地質、洪水吐位置を考慮して、基礎掘削線を定めた上、ダムの平面位置を選定するものとする。また、地形、地質、設計条件を考慮し、天端橋梁ピア配筋と継目工の位置、監査廊配置（クロスギャラリーを含む）及び水位低下放流設備位置を検討し、ブロック別に監査廊位置による揚圧力を踏まえ、想定地質図（地質・岩級区分図）を作成し、河川管理施設等構造令及び同施行規則に基づきブロック安定計算及び内部応力計算を行い、断面形状及びブロック割を定めるものとする。

図面作成：堤体工平面図、掘削平面図（地質区分、岩級区分）（1/500）

堤体上・下流面図、ダム軸縦断図（地質・岩級・ルジオンマップ毎）標準断面図（非越流部、越流部）、横断面図（ジョイント毎、地質・岩級毎）に作成するものとする。

(2) 洪水吐き工

設計：地形、地質、水文条件、設計条件を考慮して、水理計算を行い、形式、位置、主要構造寸法を定め、併せて減勢工の主要部形状寸法を定めるものとする。

本ダムは流水型であることから、洪水吐きの摩耗対策及び魚道について考量する必要がある。

図面作成：常用洪水吐き一般図、非常用洪水吐き一般図（1/200～1/50）

(3) 基礎処理工

設計：水理地質構造、試験湛水時の漏水対応を踏まえ、基礎処理の方式、範囲を定め、グラウチング孔及び基礎排水孔については深さ、配置及び地質・透水性状を踏まえた注入仕様を定めるものとする。

図面作成：コンソリデーショングラウチング計画図、カーテングラウチング計画図、基礎排水孔配置計画図（1/500～1/200）

(4) 流木止設備

設計：ダム上流部の地形及び河岸の整備状況を踏まえ、想定される流木発生量を検討し、洪水調節機能と排砂機能を洪水初期から洪水末期に至るまで両立させることを目的とした流木止設備の形式、位置、主要構造物寸法を定めるものとする。

図面作成：流木捕捉工一般図、流木閉塞防止設備一般図（1/200～1/50）

第7条 実験計画（水理模型実験）

貸与資料を十分に把握し現地踏査結果を踏まえ、水理条件の整理、実験方針並びに実験内容の策定を行い、相似率、模型縮尺、模型範囲、模型装置の配置、計測等の実験方法の決定、解析手法の検討等、実験計画を立案するものとする。

第8条 模型設計（水理模型実験）

洪水吐き全体模型及び常用洪水吐き抽出模型の2種類に対して、実験装置の配置、模型の構造、測定用架台、付帯測定装置、給排水装置の設計を行い、製作図を作成するものとする。なお、模型縮尺は越流水深が8cm以上確保できる縮尺として、洪水吐き全体模型が1/40以上とするものとする。また、常用洪水吐き抽出模型が1/25以上とし、下流河道の再現範囲は100m程度とするものとする。

第9条 模型製作（水理模型実験）

模型設計に基づき、模型を作成する。模型製作にあたっては、実験精度が確保されるように模型の管理を行うものとする。

第10条 洪水吐き全体水理模型実験及び資料整理（水理模型実験）

実験計測を行い、結果を図表に整理するものとする。模型形状数はおおよそ越流部・導流部は1形状（デフレクタ及びシュートブロックの計画、配置を含む）、減勢工（二次減勢工を含む）は4形状程度、下流河道は2形状程度とし、部分的改良実験を含むものとする。

(1) 越流部（常用洪水吐・非常用洪水吐）

流況観測、水面形調査、水位～流量関係調査と流量係数評価、摩耗対策範囲の検討（常用洪水吐部）

(2) 導流部

流況観測、水面形調査、導流壁高等の検討

(3) 減勢工部

流況観測、水面形調査、減勢工構造、減勢効果、フラッシング効果及び壁高等の検討と最適形状の決定、摩耗対策範囲の検討

(4) 下流河道部（魚道を踏また下流取付水路部を含む）

流況観測、水面形調査、流速分布調査、護岸護床工及び水制工等の必要性検討

(5) 図面作成

導流壁一般図、減勢工一般図、減勢工横断図（1/200～1/100）

第 11 条 常用洪水吐き抽出水理模型実験及び資料整理（水理模型実験）

実験計測を行い、結果を図表に整理するものとする。常用洪水吐き二条を抽出した模型を用い、水位～流量関係調査と流量係数評価、作用圧力調査、流況調査を行う。模型形状数は 1 形状程度とし、出口形状等部分的改良実験を含むものとする。

第 12 条 流木流出実験

流木の流出を想定し実験計測を行い、結果を図表等に整理するものとする。流木止め構造 3 形状程度とし、部分的改良実験を含むものとする。

第 13 条 映像記録（水理模型実験）

実験状況はデジタルビデオ及びデジタルカメラで記録し、整理・編集を行うものとする。

第 14 条 総合検討

本業務のまとめを行うとともに、今後の検討事項を提案する。

第 15 条 関係機関協議資料作成

矢原川ダム基本設計会議（本体実施設計）に向けた検討内容について、意見を徴収するため、国土技術政策総合研究所及び土木研究所（以下、「関係機関」という。）との協議資料を基本設計会議の様式で作成するものとする。資料作成部数は、関係機関 5 部、県 5 部を作成するものとする。また、関係機関協議から意見を徴収する場に説明補助として同席するものとする。同席者については 2 名を見込む。

水理模型実験の関係機関協議立会に際しては、水理模型実験施設において実験状況などについて説明するものとする。

第 16 条 関係機関協議

関係機関から意見を徴収する場に説明補助として同席するものとする。同席者については 2 名を見込むものとする。水理模型実験の関係機関協議立会に際しては、水理模型実験施設において実験状況などについて説明するものとする。

協議は、国土技術政策総合研究所 1 回、水理模型実験施設 2 回、WEB 会議 1 回を見込むものとする。

協議回数に変更が生じた場合には、関係機関協議資料作成の回数も合わせて設計変更の対象とする。

第 17 条 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、過程、結論について記した報告書、概要版及び付属資料を報告書として分かりやすくまとめるものとする。

第 18 条 打合せ協議

本業務の遂行に必要な打合せ協議は、業務の着手時(1 回)、中間時(4 回)、成果品納入時(1 回)の計 6 回とする。なお、打合せには原則、管理技術者が立ち会うものとする。

第 3 章 そ の 他

第 19 条 成果品

業務内容を総括し、報告書として取りまとめる。成果品の提出は以下のとおりとし、図・表等のオリジナルデータを可能な限り格納するものとする。

- ・ 報告書(A4 版製本) 1 部
 - ・ 報告書(CD-R) 2 枚 (正 1 枚、副 1 枚)
- (島根県土木部技術管理課「電子納品運用ガイドライン(簡易版)H28.10」による)
- ・ その他必要な資料 1 式